

小規模多機能型居宅介護みらい (及び介護予防) 【利用契約書】 【重要事項説明書】

当事業所はご契約者に対して小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所は介護保険の指定を受けています

(2490100332)
◇目次◇

【利用契約書】

- 利用契約事項（目的・適用期間・解除・利用料金等）

【重要事項説明書】

- 事業所の概要
- 実施事業地域及び営業時間
- 職員の配置状況
- 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 苦情の受付について
- 運営推進会議の設置
- 地域密着型サービスにおける自己評価及び外部評価の実施について
- 協力医療機関、バックアップ施設
- 非常災害対策
- サービス利用にあたっての留意事項
- 緊急時等（事故含む）における対応方法
- 個人情報の利用目的

（令和8年1月31日現在）

小規模多機能型居宅介護みらい利用契約書

1. 利用契約事項

利用契約者と小規模多機能型居宅介護みらい（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などは「重要事項説明書」に定める通りとする。

第2条（適用期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の30日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 事業者の管理者（以下「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。ただし、短期利用居宅介護においては、この限りではありません。
- 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 事業者、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、又は契約者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
協議に関して、サービス担当者会議等も含め状況に応じて、契約者・ご家族の同意の元、テレビ電話（オンラインツールを含め）を使用し実施していく事とします。
- 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得たうえで決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は介護保険給付対象サービスとして、事業所のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付費額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：通常サービス利用料金の1割又は2割、或いは3割）を事業者に支払うものとします。
ただし、契約者がまだ要介護認定を受けていない場合・介護保険料の滞納がある場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。市の介護保険課へ提出すると償還されます。
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合や、月途中で登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じた日割料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料金を計算します。
- 5 請求期間は、サービス開始日から契約解除の日までの報酬を請求する。
- 6 前項のほか、契約者は以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - ① 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費
 - ② 食事（おやつ）の提供に要する費用
 - ③ 宿泊にかかる費用
 - ④ おむつ代
 - ⑤ 洗濯代
 - ⑥ プール使用代
 - ⑦ タオル代
 - ⑧ レクリエーション・クラブ活動の材料費代
 - ⑨ その他、小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、契約者に負担させることが適當と認められる費用
- 7 当施設は、利用者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求及び契約者は料金の請求及び明細書を毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者は当施設に対して当該合計金額をその月の末日までに支払うものとします。
なお、支払いの方法は別紙「お支払い方法」の中からお選びいただけます。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼

働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険制度改革等で介護給付費に変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う1カ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及び従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に様態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを2年間保管し、契約者又は代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。その際の複写物実費分をご請求いたします。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従事者は、サービスを提供するうえで知りえた契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は「個人情報の利用目的」（重要事項説明書に記載）を定め、契約者への介護サービス提供に必要な情報は契約者又は家族の同意を得ることなく提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係るほかの介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの事前の同意を文書により得たうえで、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 前項をふまえ個人情報の保護・開示についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、変更、停止等の依頼について、担当窓口を定めます。

「個人情報保護・開示・変更についての相談」 担当者： 山口哲治

TEL : 0594-73-2111

」第10条（連帯保証人）

- 1 利用者は、契約時に連帯保証人を定めるものとする。
- 2 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とする。
- 4 利用者は、第1項に規定する連帯保証人に支障が生じたときは、直ちに当施設にその旨を届けるとともに、当施設の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。
- 5 連帯保証人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更した時は直ちにその旨を、当施設に届けるものとする。

第11条（身元引受人）

- 1 利用者は、契約時に身元引受人を定めるものとする。
- 2 利用者の一身上に関することについて、身元引受人が一切の事項を引き受けるものとする。
- 3 身元引受人は、本契約が解約・解除その他の自由により終了した場合は、責任をもって利用者の身柄を引き受けるものとする。
- 4 利用者及び連帯保証人は前各号に規定する身元引受人に支障が生じた時は、直ちに当施設にその旨を届けるとともに、当施設の承認を得て新たに身元引受人を定めるものとする。
- 5 身元引受人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更した時は直ちにその旨を、当施設に届けるものとする。

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除い

て、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により契約者の心身の状況が、自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
 - ⑤ 第14条から第16条に基づき、本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項①を除く各項により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第7条第3項により本契約を解約する場合
 - ② 契約者が長期入院した場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者または従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- ① 事業者もしくは従事者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくは従事者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは従事者が、故意または過失により契約者又はその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による第5条第1項から第6項に定めるサービス利用料金の支払いが、2カ月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内にこれが支払われない場合
- ③ 契約者の身体、精神、および疾患等の状態変化により、施設において通常想定される対応の範囲を超える介護・医療等の行為が必要とされる場合
- ④ 身元引受人において、契約者の施設利用に関する施設の助言、指示、勧告を拒否される等、施設運営を著しく阻害する行為が認められる場合
- ⑤ 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従事者の生命・財産・信用等

- を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ 契約者が、他の契約者に著しく不快感を与えるか、危害を加える恐れがある場合

第 19 条（反社会的勢力の排除）

- 利用者または利用者の連帯保証人および身元引受人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
2. 利用者または利用者の連帯保証人および身元引受人が次の各号のいずれかに該当する場合、ただちに本契約を解除することができ、サービスの利用停止により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
3. 利用者または利用者の連帯保証人および身元引受人は、自己が前項各号に該当したため事業者側が本契約を解除した場合、事業者側に生じた損害を賠償しなければならない。

第 20 条（清算）

第 13 条第 1 項第②号から第⑤号により、本契約者が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了時に清算するものとします。

第 21 条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設置し、適正に対応するものとします。
- 2 契約者は介護保険法に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができ、また、第三者委員にも苦情を申し立てることができます。
 - ◆ 杉本雅俊法律事務所 長谷部拓哉 電話番号: 059-354-3751
 - ◆ 社会福祉法人 誠真会 評議委員 加藤元良 電話番号: 0594-22-2753
 - ◆ 国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）電話番号: 059-222-4165
 - ◆ 桑名市保健福祉部 介護・高齢福祉課 電話番号: 0594-24-1170
- 3 契約者が苦情申立を行った場合、これを理由として契約者に対して何らの差別待遇もしません。

第22条（身体拘束の禁止）

- 1 事業者及び従業者は契約者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者に対して隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限しません。
- 2 事業者及び従業者は、契約者に対し身体拘束その他の方法により契約者の行動を制限しようとする場合、契約者またはその身元引受人に対して事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し同意を得るものとします。
- 3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第23条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知
 - (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施
 - (3) 虐待の防止のための措置を実施する担当者の設置

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法、その他諸法令の定めるところに従い、契約者との誠意をもって協議するものとします。管轄する裁判所は、事業者の所在地を管轄する裁判所とする。

以上の契約の証として本契約書を二通作成し、事業者と契約者は記名押印の上、各自その一通を保有します。

附 則 本約款は、平成28年11月1日より施行する。

平成29年4月1日より改定する。
令和元年6月1日より改定する。
令和元年10月1日より改定する。
令和2年4月1日より改定する。
令和3年4月1日より改定する。
令和3年8月12日より改定する。
令和3年9月6日より改定する。
令和4年6月16日より改定する。
令和5年3月22日より改定する。
令和6年3月28日より改定する。
令和8年1月31日より改定する。

法人名	医療法人（社団）佐藤病院
事業者名	小規模多機能型居宅介護みらい
住 所	〒511-1137 三重県桑名市長島町福吉268番地1
代表者	理事長 佐藤 剛一

重要事項説明書

2. 事業所の概要

1. 事業所の名称等

(1) 法人名	医療法人（社団）佐藤病院
(2) 法人所在地	三重県桑名市大央町21番地の15
(3) 電話番号	0594-23-3547
(4) 理事長氏名	佐藤 剛一
(5) 設立年月	昭和58年3月17日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

小規模多機能型居宅介護及び
介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所
平成28年12月1日

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

(3) 事業所の名称

小規模多機能型居宅介護みらい

(4) 事業所の所在地

三重県桑名市長島町福吉268番地の1

(5) 電話番号

0594-73-2111

(6) 事業管理者

氏名 山口 哲治

(7) 当事業所の運営方針

1. 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、要介護者状態となった場合においても心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域

包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5. 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
6. 前5項のほか、桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年桑名市条例第3号）、桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年桑名市条例第4号）に定める内容を順守し、事業を実施するものとする。
7. 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、原則事業所の従業員によってのみ行うものとする、但し突発的な事態を考慮し同法人の従業者による協力体制は維持し事業を円滑に運営するものとする。

(8) 開設年月 平成28年12月 1日

(9) 登録定員 29人

(通いサービス定員 18人、宿泊サービス定員 9名)

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	9室	ナースコール配備
2人部屋	0室	
合計	9室	
居間	64.26 m ²	
食堂	居間と兼用	
浴室	特殊浴槽・個浴浴槽	
消防設備	火災報知器・煙探知機・スプリンクラー	
その他	事務室・地域交流室・更衣室・倉庫	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 桑名市

※上記以外の地域の方は、原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間：月～日 10時00分～16時00分
訪問サービス	適時
宿泊サービス	基本時間：月～日 16時00分～9時00分

※ 受付・相談については通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕※職員の配置については、指定基準を順守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	0人	1名	事務内容調整
2. 介護支援専門員	1名	0人	1名	サービス調整・相談業務
3. 介護職員	13名	0名	13名	日常生活介護・相談業務
4. 看護職員	1名	1人	2名	健康管理等の医療業務

〔主な職種の勤務体制〕

職種	勤務体制
1. 管理者	主な勤務時間 8時30分～17時00分
2. 介護支援専門員	主な勤務時間 8時30分～17時00分
3. 介護職員 看護職員	主な勤務時間 日 勤… 8：30～17：00 午前半日… 8：30～12：30 午後半日… 13：00～17：00 夜 勤… 16：30～ 8：30 その他、利用者の状態に対応した勤務時間を設定します。

5. サービス内容

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・食堂で利用者が調理や調理補助することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎

- ・利用者のご希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ. 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当するサービスは提供しません。

- ① 医療行為
- ② 契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ. 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

II. 短期間の指定小規模多機能型居宅介護

- 1 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供します。
- 2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができます。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

〔利用料金〕

a. 介護保険の給付の対象となるサービス

- ① 小規模多機能型居宅介護費：通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべて含んだひと月の単位数
- | 要介護度 | ひと月あたりの単位数 |
|------|------------|
| 要介護1 | 10, 458 単位 |
| 要介護2 | 15, 370 単位 |

要介護 3	2 2, 3 5 9	単位
要介護 4	2 4, 6 7 7	単位
要介護 5	2 7, 2 0 9	単位

② 介護予防小規模多機能型居宅介護費

要支援度	ひと月あたりの単位数
要支援 1	3, 4 5 0 単位
要支援 2	6, 9 7 2 単位

③ 短期間の小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費）

要介護度	1 日につき
要介護 1	5 7 2 単位
要介護 2	6 4 0 単位
要介護 3	7 0 9 単位
要介護 4	7 7 7 単位
要介護 5	8 4 3 単位

④ 短期間の介護予防小規模多機能型居宅介護費（短期利用居宅介護費）

要支援度	1 日につき
要支援 1	4 2 4 単位
要支援 2	5 3 1 単位

※ひと月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はできません

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆契約者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途いただきます（下記参照）

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

b. 各種加算

① 初期加算 3 0 単位（登録した日から 3 0 日間）

※小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 3 0 日以内

の期間については、下記のとおり加算分の自己負担が必要になります。

3 0 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

- ② 認知症加算（I） 920単位／月 認知症加算（III） 760単位／月
 　認知症加算（II） 890単位／月 認知症加算（IV） 460単位／月
- ③ 若年性認知症利用者受入加算 800単位／月
- ④ 看護職員配置加算（I） 900単位／月 看護職員配置加算（II） 700単位／月
 　看護職員配置加算（III） 480単位／月
- ⑤ 看取り連携体制加算 64単位／日
- ⑥ 訪問体制強化加算 1000単位／月
- ⑦ 総合マネジメント体制強化加算（I） 1200単位／月
 　総合マネジメント体制強化加算（II） 800単位／月
- ⑧ 生活機能向上連携可算（I） 100単位／月
 　生活機能向上連携可算（II） 200単位／月
- ⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位／回
- ⑩ 科学的介護推進体制加算 40単位／月
- ⑪ 小規模多機能居宅介護費を算定している場合
 　サービス提供体制強化加算（I） 750単位／月
 　サービス提供体制強化加算（II） 640単位／月
 　サービス提供体制強化加算（III） 350単位／月
- ※ 短期利用居宅介護費を算定している場合
 　サービス提供体制強化加算（I） 25単位／月
 　サービス提供体制強化加算（II） 21単位／月
 　サービス提供体制強化加算（III） 12単位／月
- ⑫ 介護職員待遇改善加算（I） …… 所定単位数（注1）×14.9%
 　介護職員待遇改善加算（II） …… 所定単位数（注1）×14.6%
 　介護職員待遇改善加算（III） …… 所定単位数（注1）×13.4%
 　介護職員待遇改善加算（IV） …… 所定単位数（注1）×10.6%
 　介護職員待遇改善加算（V） …… 所定単位数（注1）×13.2%～5.6%
- ⑬ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 …… 200単位／日
 　（7日間を限度）

注1) 所定単位数は基本報酬（基本サービス費=介護保険単位数）に各種加算減算を加えた総単位数とします。

【所定単位計算式】 桑名市（6級地）1単位：10.33円

保険単位数合計 × 10.33 × 介護負担割合（1割・2割・3割） = 自己負担金額

c. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① [サービスの概要と利用料金]

ア 食事の提供（食事代）（非課税）

契約者に提供する食事に要する費用です。

料金・・・朝食 410円 昼食 690円 夕食 680円

イ 宿泊に要する費用

契約者に提供する宿泊サービスに要する費用です。1泊：4,000円（非課税）

ウ おやつ代 1回：110円（課税・税込）

エ タオル代 日額：100円（非課税）

オ プール使用料 1回：204円（課税・税込）

カ 洗濯代（3kgまで） 1回：524円（課税・税込）

キ おむつ代など（課税・税込）

※尿とりパッド・オムツ代等にかかる費用は実費相当額をいただきます。

おむつ・尿とりパッドの料金には廃棄料も含んでいますので、使用される方は当事業所で購入していただきます。

（オムツ・紙パンツ：150円/枚 パット：100円/枚 処置部材：165円/1部位）

ク 連絡ファイル（初回・再発行時のみ） 1ファイル：300円（非課税）

ケ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金・・・材料代等の実費相当額をいただきます。

コ 複写物の交付

ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき10円

・送迎時間について

※送迎の時間は8:30～17:00までとし、それ以外の時間は家族送迎とします。

・キャンセル料

お客様の都合でサービスを中止する場合、利用当日のキャンセルについて、発注の食事料を徴収いたします。

※利用料金の支払方法

毎月15日までに前月分の請求書を送付いたしますので、翌月末までにお支払い下さい

〔お支払い方法〕

① 預金口座自動引き落としの場合 □

全国の都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行（旧郵便局）、信用金庫がご利用可能です。その他、「農漁協」等の金融機関は、一部制限がございます。当施設までお問い合わせください。ご利用料金は、翌月の6日に預金口座振替いたします。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります（振替手数料は当方負担）。

例 4月分→5月15日以降に請求書を送付→6月6日に口座振替分いたします

（株）セントラルファイナンスが振替業務を代行いたします。口座振替分には通帳の摘要欄に「CF（企業名）」の他、金融機関によっては「セントラルファイナンス」「クレジット」「シンパン」と表示されます。

② 銀行振込のお支払いの場合 □

振込先は下記の通りになります（振替手数料がかかります）

振込先 三十三銀行 桑名支店

振込口座 （普）6020750

振込口座名 医療法人（社団）佐藤病院 理事長 佐藤 剛一

サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当法人職員がお伺いいたします。

小規模多機能型居宅介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談してください

(2) サービスの終了

① 契約者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日 10 日前までにお申し出ください。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・契約者が介護保健施設に入所された場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分等で、非該当（自立）と認定された場合

- ・契約者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当法人が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、契約者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、契約者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・契約者が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、又は契約者が正当な利用なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、契約者が入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または契約者やご家族などが当法人や当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

- ・当法人お客様相談・苦情担当

担当相談員：山口 哲治 電話 0594-23-3547

- ・第三者委員（事業所において第三者の立場から相談を受ける苦情相談委員）

杉本雅俊法律事務所 長谷部拓哉 TEL: 059-534-3751

社会福祉法人 誠真会 評議委員 加藤元良 TEL: 0594-22-2753

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

- ・当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

市区町村担当 桑名市保健福祉部 介護・高齢課電話 0594-24-1170

三重県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 059-222-4165

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〔運営推進会議〕

構成	:利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	:隔月で開催
会議録	:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

8. 地域密着型サービスにおける自己評価及び外部評価の実施について

当事業所では、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っています。評価結果は、毎年法人 HP 又は介護サービス情報公表システム内にて公表しております。 〈最新評価・承認日〉 サービス評価 外部評価実施日 … 令和6年9月15日
外部報告・了解（承認）日 … 令和7年1月16日

9. 協力医療機関・バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

長島中央病院	: TEL 0594-73-2110
長島中央歯科	: TEL 上記と同じ
介護老人保健施設ながしま	: TEL 0594-45-1200

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応行います。また、避難訓練を年2回実施します。 消防署への届出日 令和7年7月30日

〔消防用設備〕	・自動火災報知器	・自動火災報知設備	・誘導灯
	・消防機関へ通報する火災報知設備		・スプリンクラー設備

11. 事業継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して小規模多機能型居宅介護の支援提供を受けられるよう業務継続計画を作成するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

12. サービス利用にあたっての留意事項

- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
- ・所持金品は自己の責任で管理してください
- ・事業者内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください

1 3. 緊急時等（事故含む）における対応方法

- ・小規模多機能居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他事故を含む緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は当事業所医師に連絡をする措置を講じるとともに、管理者に報告する。
主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- ・利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ・事業所は前項の自己の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- ・利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

1 4. 個人情報の利用目的

小規模多機能型居宅介護みらいでは、ご利用者様およびご家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔小規模多機能型居宅介護内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師・看護等の意見を求める場合、情報の提供をする場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

○ 緊急連絡先

体調の変化、緊急の場合は下記の定める連絡先に連絡します。

また、緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに変更内容を報告することを約束致します。

第一緊急連絡先

〈氏名〉

〈住所〉

〈電話〉

〈続柄〉

第二緊急連絡先

〈氏名〉

〈住所〉

〈電話〉

〈続柄〉

かかりつけ医療機関

〈医療機関〉

〈主治医〉

〈電話〉

【本契約・請求書・明細書及び領収書の送付先】

〈氏名〉

〈住所〉

〈電話〉

〈続柄〉

ご利用の帰宅時に手渡しする。 郵送にてご自宅に届ける

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所名) 小規模多機能型居宅介護 みらい

(管理者) 氏名 山口 哲治

(説明者) 氏名

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏 名

連帯保証人 住所

氏 名

《極度額 100 万円》

身元引受人

ご家族代表 住所

氏 名

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和二年厚生労働省令第二百八号。以下「整理省令」という。)が令和2年12月25日に公布・施行されたため以降押印廃止